○衆議院比例代表選出議員選挙南関東選挙区選挙長告示第一号

平成二十一年八月三十日執行の衆議院比例代表選出議員選挙につき、衆議院名簿届出政党等から届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えるときにおけるくじを行う場所及び日時を、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する第六十二条第六項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十一年八月二十一日　衆議院比例代表選出議員選挙南関東選挙区選挙長　谷合　靖夫

場　所　東京都千代田区霞が関二丁目一番二号
中央合同庁舎第二号館地下二階　第一会議室

日　時　平成二十一年八月二十八日　午後二時

○衆議院比例代表選出議員選挙東京都選挙区選挙長告示第一号

平成二十一年八月三十日執行の衆議院比例代表選出議員選挙につき、衆議院名簿届出政党等から届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えるときにおけるくじを行う場所及び日時を、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する第六十二条第六項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十一年八月二十一日　衆議院比例代表選出議員選挙東京都選挙区選挙長　谷合　靖夫

場　所　東京都千代田区霞が関二丁目一番二号
中央合同庁舎第二号館地下二階　第一会議室

日　時　平成二十一年八月二十八日　午後二時

○衆議院比例代表選出議員選挙北陸信越選挙区選挙長告示第一号

平成二十一年八月三十日執行の衆議院比例代表選出議員選挙につき、衆議院名簿届出政党等から届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えるときにおけるくじを行う場所及び日時を、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する第六十二条第六項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十一年八月二十一日　衆議院比例代表選出議員選挙北陸信越選挙区選挙長　後藤　茂

場　所　東京都千代田区霞が関二丁目一番二号
中央合同庁舎第二号館地下二階　第一会議室

日　時　平成二十一年八月二十八日　午後二時

○衆議院比例代表選出議員選挙東海選挙区選挙長告示第一号

平成二十一年八月三十日執行の衆議院比例代表選出議員選挙につき、衆議院名簿届出政党等から届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えるときにおけるくじを行う場所及び日時を、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する第六十二条第六項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十一年八月二十一日　衆議院比例代表選出議員選挙東海選挙区選挙長　後藤　茂

場　所　東京都千代田区霞が関二丁目一番一号
中央合同庁舎第二号館地下二階　第一会議室

日　時　平成二十一年八月二十八日　午後二時

○衆議院比例代表選出議員選挙近畿選挙区選挙長告示第一号

平成二十一年八月三十日執行の衆議院比例代表選出議員選挙につき、衆議院名簿届出政党等から届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えるときにおけるくじを行う場所及び日時を、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する第六十二条第六項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十一年八月二十一日　衆議院比例代表選出議員選挙近畿選挙区選挙長　足立　良平

場　所　東京都千代田区霞が関二丁目一番二号
中央合同庁舎第二号館地下二階　第一会議室

日　時　平成二十一年八月二十八日　午後二時

○衆議院比例代表選出議員選挙中国選挙区選挙長告示第一号

平成二十一年八月三十日執行の衆議院比例代表選出議員選挙につき、衆議院名簿届出政党等から届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えるときにおけるくじを行う場所及び日時を、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する第六十二条第六項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十一年八月二十一日　衆議院比例代表選出議員選挙中国選挙区選挙長　足立　良平

場　所　東京都千代田区霞が関二丁目一番二号
中央合同庁舎第二号館地下二階　第一会議室

日　時　平成二十一年八月二十八日　午後二時

○衆議院比例代表選出議員選挙四国選挙区選挙長告示第一号

平成二十一年八月三十日執行の衆議院比例代表選出議員選挙につき、衆議院名簿届出政党等から届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えるときにおけるくじを行う場所及び日時を、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する第六十二条第六項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十一年八月二十一日　衆議院比例代表選出議員選挙四国選挙区選挙長　鳥居　一雄

場　所　東京都千代田区霞が関二丁目一番二号
中央合同庁舎第二号館地下二階　第一会議室

日　時　平成二十一年八月二十八日　午後二時

○衆議院比例代表選出議員選挙九州選挙区選挙長告示第一号

平成二十一年八月三十日執行の衆議院比例代表選出議員選挙につき、衆議院名簿届出政党等から届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えるときにおけるくじを行う場所及び日時を、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する第六十二条第六項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十一年八月二十一日　衆議院比例代表選出議員選挙九州選挙区選挙長　鳥居　一雄

場　所　東京都千代田区霞が関二丁目一番二号
中央合同庁舎第二号館地下二階　第一会議室

日　時　平成二十一年八月二十八日　午後二時

○法務省告示第三百八十二号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、いれを許可する。

平成二十一年八月二十一日　法務大臣　森　英介

住所　千葉県浦安市日の出４丁目２番11―107号
オファ・キ・ムリ・トペニ　昭和50年10月13日生

住所　東京都北区赤羽北２丁目23番４―303号
安柏玲　昭和48年４月25日生

住所　横浜市緑区三保町2627番地19
キャサリン・アルボラドゥラ・テライ　昭和46年５月15日生

住所　兵庫県伊丹市大鹿１丁目15番地
徐雄一　昭和33年９月12日生

住所　東京都江東区大島４丁目６番４―1010号
徐彰宣　昭和56年２月24日生

住所　堺市堺区賑町２丁１番28号
徐達宣　昭和61年８月13日生

住所　大阪府東大阪市俊徳町４丁目８番13号
孫順禮　昭和９年４月13日生

住所　東京都練馬区貫井２丁目２番５号
関炳烈　昭和14年12月23日生

住所　東京都小平市上水新町１丁目24番９―１号
権旭　昭和17年９月15日生

住所　東京都世田谷区等々力１丁目16番21―401号
程𣳾柔　平成17年８月22日生

住所　林暁　昭和40年12月17日生
張美娜　昭和35年５月20日生

ジャスパー・ケネス・アルボラドゥラ・カネコ
平成６年３月11日生

住所　川崎市宮前区宮崎６丁目７番地９
クリスティーナ・アルボラドゥラ・コウノ　昭和50年３月15日生